

## 会議録

### 令和5年第3回更別村議会定例会

第3日（令和5年9月14日）

#### ◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 認定第 1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第 3 認定第 2号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 4 認定第 3号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 5 認定第 4号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 6 認定第 5号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 認定第 6号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

#### ◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

#### ◎欠席議員（0名）

#### ◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	細川徹	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	酒井智寛	診療所事務長	岡田昌展
教育委員会 教育次長	伊東秀行	学校給食 センター所長	小林浩二
農業委員会 事務局長	川上祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴  
書記 山角竹志

書記 村田弘治

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。  
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、太田さん、2番、安村さんを指名いたします。  
それでは、会議を始めます。

◎日程第2 認定第1号ないし日程第7 認定第6号

- 議 長 この際、関連がありますので、日程第2、認定第1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第7、認定第6号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

13日に引き続き審議を続けます。  
一般会計歳入決算について歳出と同じように進めます。  
7ページ、款1村税に入ります。  
補足説明を求めます。

末田総務課長。

- 総務課長 それでは、歳入の補足説明を申し上げます。7ページ、8ページをお開きください。併せて令和4年度各会計決算資料3ページをご参照いただきたいと思います。

款1村税、項1村民税、目1個人は、予算現額2億6,721万3,000円、収入済額は2億6,759万5,650円でございます。節1現年課税分の収入済額は2億6,741万7,901円、収入未済額は2件で5万1,778円、収納率は99.98%となっています。節2滞納繰越分の収入済額は17万7,749円、収入未済額は4件で107万6,907円、収納率は14.17%となっています。不納欠損額2万1,580円につきましては、1名の納税者の合計額となっており、滞納処分をすること

ができる財産がないため、地方税法第15条の7第1項第1号の理由により滞納処分の執行を停止しておりましたが、3年を経過したため、同条第4項の規定により納税義務が消滅いたしました。

目2法人は、予算現額3,450万7,000円、収入済額は3,506万9,700円です。節1現年課税分は、88法人の申告納付分で、収入未済額は1件、5万円、収納率は99.86%となっております。節2滞納繰越分は、予算現額1,000円に対し、収入はありませんでした。

項2目1固定資産税は、予算現額3億3,993万1,000円、収入済額は3億3,997万7,500円です。節1現年課税分の収入未済額は1件、12万2,800円、収納率は99.96%となっております。節2滞納繰越分は、予算現額1,000円に対し、収入はありませんでした。収入未済額は、1件、232万5,600円となっております。不納欠損額195万3,800円につきましては、1名の納税者の合計額となっております。滞納処分をすることができる財産がないため、地方税法第15条の7第1項第1号の理由により滞納処分の執行を停止しておりましたが、3年を経過したため、同条第4項の規定により納税義務が消滅したものでございます。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、予算現額29万8,000円、収入済額は29万8,500円です。村内に有する国及び道の保有資産に係る固定資産税相当分を交付金として収納しています。国有林562.98ヘクタールと更別農業高等学校の資産分となっております。

項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割は、予算現額1,346万3,000円、収入済額は1,346万3,100円で、収納率100%でございます。

目2軽自動車税環境性能割は、予算現額91万4,000円、収入済額は97万8,600円で、収納率100%でございます。

項4目1たばこ税は、予算現額2,400万1,000円、収入済額は2,366万2,345円で、収納率は100%となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 まず、不納欠損の関係でお尋ねしたいと思います。ただいま補足説明ありましたとおり、1件ということでかなり高額な不納欠損額ということになっております。この不納欠損額について本当に高額なものですから、もう少し内容、どういうふうな経過でこういうようなことになったのかという部分についての補足説明をお願いしたいと思います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまご質問にありました不納欠損についてですけれども、別冊の各会計決算資料にて説明をさせていただきます。30ページになりますけれども、お聞き願いたいと思います。放棄債権一覧ということになってございます。まず、不納欠損となる処分者、これは先ほどもご説明したとおり1名ということになっておりまして、左から順に

なりますけれども、村民税が2万1,580円、次は別の会計、特別会計になりますが、国民健康保険税については36万9,527円、また一般会計に戻りまして軽自動車税については0と、そして固定資産税については195万3,800円、合計で234万4,907円ということで、これ1名分ですけれども、この額を不納欠損処分とするものでございます。法的な根拠としましては、先ほどご説明したとおりですけれども、地方税法第15条の7第4項の規定によるもので、滞納者が徴収できる財産がなく、生活困窮により徴収停止を実行し、その後停止期間が3年を経過したため、債権が消滅ということになってございます。

それで、不納欠損の経緯です。その詳細どういったことか、というご質問になると思いますけれども、まず村民税につきましては平成23年度からの滞納となっております。また、固定資産税については平成17年度から、また別の会計、国民健康保険税、これは平成20年度分の滞納となっております。また、過去からの経緯です。徴収の対応状況、これを確認しますと、担当者が何度も電話や自宅訪問で徴収をしておりますけれども、なかなか支払いをしてもらえないと、そういう状況が続いておりました。これは、更別村の税金だけではなくて北海道の税についても滞納があったり、また仕事ができない無職というところもありまして、徴収が進まない状況になっておりました。また、ほかにも多くの滞納があったということで、さらに更別からは転出をして、体調不良による入院が続くなど、ますます徴収が困難になっていたという状況です。また、担当者も非常に頑張ってくださいまして、転出後についても自宅のほうに訪問をして徴収に努めてきたところではありますけれども、この状況が続いた結果、その滞納者が自己破産ということになりまして、その後何度も、破産管財人ですか、と協議をしてきたという経緯がございます。また、その後においても財産がなく、生活も困窮しているということから、地方税法第15条の7第1項第1号の規定に基づき徴収停止を執行し、さらに令和4年7月4日に時効となる3年を経過したために、地方税法第15条の7第4項の規定に基づき債権が消滅となったものでございます。

今回の件では、自己破産などで非常に難しい対応ということになりましたけれども、地方税法の規定に基づき事務処理をさせてもらっております。ほかの滞納処分額、滞納繰越分につきましてもいまだに解消できない状況が続いておりますけれども、今後につきましても税の公平性に基づきまして適切な対応、徴収できるように努力をしてみたいと考えてございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明どうもありがとうございました。滞納繰越分の収入未済額についてもかなりの額が計上されております。担当の方はいろいろ努力されているというふうに私も思っております。昨年度は村税につきましては、現年課税分ですけれども、それぞれ100%というような徴収率ということで、本当に担当職員の方の努力が見える部分だと思っております。今回非常に高額な不納欠損に陥りましたけれども、その部分について今後、これまでもそうですけれども、担当課としてどのような取組をしてきたのかという部分につ

いて改めて確認させてもらいたいというふうに思います。

○議長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 収入未済額、滞納繰越分の内訳ということになりますけれども、まず4年度決算ということですので、滞納繰越分については3年度以前の内容となっております。その滞納者の状況につきましては、まず村民税、これは道民税も含まれた額になっておりますけれども、滞納者は4名ということで、合計の滞納額は182万2,400円になっております。また、そのうち最も多い滞納者ですけれども、平成19年度からの滞納となっております、1人で146万4,700円ということになっております。また、次に固定資産税でございます。滞納繰越分の滞納者、これは1名ということになっておりまして、平成10年度からの滞納で、合計金額が232万5,600円ということになっております。

また、参考となりますけれども、収入未済額における8月末時点、先月の末の時点の収入状況になりますけれども、まず村民税の個人のほうで現年課税額が2名分で5万1,778円、滞納繰越分は4名で107万6,907円という決算額になっておりますが、その後8月末までの収入、これ担当者のほうに一生懸命頑張っていたのですけれども、現年課税額、これで1名分で5,000円が収納されているということです。その他1名分につきましては、相続放棄となる予定となっております。また、滞納繰越分についても5,000円が収納となっております、その残りの残額ですけれども、誓約書による分納をする方や、また資産がなく支払いが困難な状況ということもありまして、地方税法に基づく滞納処分の執行停止をしているという状況になってございます。また、次に法人税ですけれども、現年度分につきましては1件の5万円となっていると、そして滞納繰越分についてはなしということになっております。また、8月末までの収入です。実はこの法人のほうで廃業ということになっておりまして、調定額の全額が減額修正となりましたので、滞納繰越分もゼロということになっております。次に、固定資産税ですけれども、現年課税分、決算額、1名分の12万2,800円ということになっており、滞納繰越分も同じく1名分で232万5,600円ということになっております。こちらも8月末までの収入でございますけれども、現年課税分の1名分、この全額が相続放棄になる予定となっております、また滞納繰越分については収入はなかったと、ゼロになっております。滞納繰越分が収入がなかったという理由になりますけれども、滞納者には徴収できる資産がなく、生活が困窮し、支払いが困難ということから、地方税法に基づく滞納処分の執行停止をしていると、そういう理由になってございます。

それとまた、ご質問というか、今までの滞納者の対応です。まず、基本的な考え方ですが、歳出のほうでもご説明したとおり、過年度分の繰越分が増えることはありませんので、現年度分の収納を優先させていると、滞納の総額を増やさない方針で進めているということでございます。また、滞納が生じないように住民に対して口座振替、これを強く推奨しておりまして、その結果全体の約70%程度、これが、今現在、口座振替になっております。その残り30%が自主納付になっているということで、この口座振替を利用している方が比

較的高いということが本村の高い収納率に結びついているのかなと考えられます。また、滞納が多い方への対応としましては、納期限前の電話連絡、または夜間の収納、これについても対応しているといったところです。ただ、現実としては滞納はなくなりませんので、毎月の督促状の送付、電話連絡、夜間には自宅へ訪問するなどの対応をさせていただきます。また、さらに徴収の強化月間というのを設定しておりまして、担当者全員で積極的に徴収に対応していると、努めているといったことでございます。

滞納者の対応で難しいのは、約束が守れないとか、連絡が取れないといった方でありまして、悪質だと判断した場合については、厳しい対応をせざるを得ないということで、またさらに滞納整理機構への引継ぎも検討しているところでございます。ただし、中には本当に生活が厳しいという実態もありまして、けがや入院で仕事ができない、仕事がなくなったと、また突発的に大きな支出があったと、本当に厳しい状況もあるというのも事実になっております。こういった状況を踏まえますと、少し時間はかかりますけれども、滞納者との信頼関係を構築しまして、その方に合った、経済状況に合った支払い方法を相談しながら対応せざるを得ないと、そういったことが重要になってくるのかなと思ってございます。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、次、7ページ、款2地方譲与税から11ページ、款9地方特例交付金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は、予算現額3,599万2,000円、収入済額は3,474万4,000円です。地方揮発油譲与税法第3条の規定に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されるものでございます。

9ページ、10ページお聞きください。項2目1自動車重量譲与税は、予算現額9,899万6,000円、収入済額は1億399万6,000円です。自動車重量税法第1条の税収入額の3分の1相当額を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されるものでございます。車検時等に納入する自動車重量税が原資となっております。

項3目1地方道路譲与税は、予算現額1,000円に対し、収入はありませんでした。

項4目1森林環境譲与税は、予算現額389万8,000円、収入済額は予算現額と同額です。私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で案分して譲与されるものでございます。

款3項1目1利子割交付金は、予算現額26万2,000円、収入済額は25万5,000円です。預貯金に対する利子税20%のうち5%相当額から都道府県間の調整を行い、5分の3に相当

する額を都道府県内の市町村に交付されるものでございます。

款4項1目1配当割交付金は、予算現額149万4,000円、収入済額は183万3,000円です。地方財政対策として、一定の上場株式等配当に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に配当割として交付されるものでございます。

款5項1目1株式等譲渡所得割交付金は、予算現額81万6,000円、収入済額は146万1,000円です。上場株式等の譲渡益に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に交付されるものでございます。

款6項1目1法人事業税交付金は、予算現額732万円、収入済額は744万5,000円です。法人が事業を行うに当たって利用している公共サービスや公共施設について、その経費の一部を負担する目的で課税される法人事業税の7.7%が都道府県から市町村に交付されるものでございます。

款7項1目1地方消費税交付金は、予算現額7,815万5,000円、収入済額は8,224万円です。都道府県間で精算した後の地方消費税の2分の1が市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されるもので、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

11ページ、12ページをお開きください。款8項1目1環境性能割交付金は、予算現額1,106万4,000円、収入済額は1,256万円です。自動車税環境性能割の課税主体である北海道が税収から徴収に要する経費に相当する額を控除した額の100分の47を市町村道の延長、面積等に応じて市町村に交付するものでございます。

款9項1目1地方特例交付金は、予算現額265万5,000円、収入済額は予算現額と同額です。個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収を補填するために交付されるものでございます。

項2目1新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、予算現額144万4,000円、収入済額は145万1,000円です。生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充による減収を補填するために交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、11ページ、款10地方交付税から款11交通安全対策特別交付金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款10項1目1地方交付税は、予算現額22億8,992万6,000円、収入済額は23億8,300万1,000円です。普通交付税は、基準財政需要額が28億2,096万6,000円、基準財政収入額が7億2,339万4,000円で、差引き20億9,757万2,000円から調整額を減じ、追加交付税を加えた21億1,992万6,000円を収入しています。特別交付税は、緊急の財政需要に対する

財源不足額に見合いの額として算定、交付されるもので、2億6,307万5,000円を収入しています。

款11項1目1交通安全対策特別交付金は、予算現額71万6,000円、収入済額は58万円です。交通違反の反則金による収入額から郵便取扱手数料等の経費を控除し、その3分の1が市町村に交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、同じく11ページ、款12分担金及び負担金から13ページ、款13使用料及び手数料に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、予算現額5,655万2,000円、収入済額は5,655万2,821円です。札内川地区かんがい施設維持管理分担金、道営畑総担い手育成型事業更別第2地区分担金、同事業更別第3地区分担金の収入です。

13ページ、14ページをお開きください。項2負担金、目1民生費負担金は、予算現額424万円、収入済額は424万5,680円です。老人保護措置費入所者費用徴収金、学童保育所入所者費用徴収金です。収入未済額3万4,400円の内容は、保育所入所者費用徴収金で、引き続き収納に努めているところでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、予算現額1,557万円、収入済額は1,493万3,548円です。更別憩の家、老人保健福祉センター、ふるさと館、農業者トレーニングセンターなどの施設使用料及び村有地使用料の収入です。

15ページ、16ページをお開きください。目2民生使用料は、予算現額1,359万8,000円、収入済額は1,367万4,620円です。福祉の里総合センター給食部門利用料及び生活支援ハウス居室利用料の収入です。

目3衛生使用料は、予算現額34万5,000円、収入済額は35万4,900円です。火葬場使用料の収入です。

目4農林水産使用料は、予算現額483万1,000円、収入済額は483万1,750円です。牧場入牧使用料の収入です。

目5土木使用料は、予算現額7,837万9,000円、収入済額は7,842万941円です。道路占用使用料、公営住宅、特定公共賃貸住宅の使用料が主なものです。収入未済額221万4,556円の内容は、過年度分9件に係る公営住宅使用料214万3,156円及び特定公共賃貸住宅等使用料7万1,400円で、収納率は97.07%となっています。8月末日現在で12万6,200円が収納され、208万8,356円が収入未済額となっており、引き続き収納に努めているところでござい

ます。

目 6 教育使用料は、予算現額232万9,000円、収入済額は227万5,000円です。更別幼稚園の延長保育料、特別保育料、認定こども園上更別幼稚園の保育料、延長保育料、一時保育料の収入でございます。

17ページ、18ページをお開きください。項 2 手数料、目 1 総務手数料は、予算現額164万4,000円、収入済額は167万2,000円です。戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料の収入です。

目 2 衛生手数料は、予算現額1,165万9,000円、収入済額は1,187万7,025円です。一般廃棄物処理手数料、し尿処理手数料等の収入です。

目 3 農林水産手数料は、予算現額 9 万5,000円、収入済額は 9 万400円です。農業経営基盤強化促進事業嘱託登記手数料等の収入です。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6 番、荻原さん。

○ 6 番荻原議員 16ページなのですが、土木使用料の公営住宅使用料と特定公共賃貸住宅等使用料の収入未済額が先ほど説明ありましたが、221万4,556円ということでございます。件数の説明ありましたが、この未済額で最も滞納されている方というのは幾らくらい滞納されているのかという部分について、確認させてもらいたいというふうに思います。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 申し訳ございません、質問の個人別の滞納額の資料はちょっと現在持ち合わせておりませんので、後ほどご説明させていただいてもよろしいでしょうか。お願いいたします。

○議 長 7 番、高木さん。

○ 7 番高木議員 13ページ、14ページ、負担金の関係の学童保育所の関係の未収額なのですが、これ前年度と同額ということで、多分同様の方なのだろうというふうに思います。この辺で現在も学童に通っているのか、もう学童を卒業する年代になっているのか、その辺の確認だけちょっとさせてください。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 この収入未済額の 3 万4,400円なのですが、こちら平成24年の11月分、12月分の保育所の保育料で滞納者 1 名分ということでございまして、現在、学童保育所を利用している方の滞納ではありません。

○議 長 7 番、高木さん。

○ 7 番高木議員 現在、村内に住宅を構えているかどうか、その確認だけよろしくお願ひします。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 この方は、平成24年12月に帯広市に転出されています。

○議 長 関連で1番、太田さん。

○1番太田議員 これ平成24年からということで、何年をめどに不納欠損にもしかなるならなるのか。また、平成24年からということで人物も特定していると思うのですが、そういった方に未収入がありますよということでお知らせはして、その収入に努めているのか、その辺も確認お願いいたします。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 滞納されている方なのですが、繰り返しになりますが、平成24年の12月に帯広市のほうに転出されておまして、その後は、再三電話ですとか、訪問により徴収に努めてきております。しかし、平成26年の5月9日に接触しまして5,000円を徴収した後は、そこから転居されておまして、その後は居所不明により接触できておりません。滞納者につきましては居所不明ということでありますので、その親族に連絡先を伺いましたが、お知らせいただくことはできませんでした。今後の取扱いにつきましては、法的根拠なども確認しながら、不納欠損も含めまして適宜対応してまいりたいと思います。

○議 長 ほか関連を含めてありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、次へ移ります。次に、17ページ、款14国庫支出金から23ページ、款15道支出金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、予算現額7,592万6,000円、収入済額は7,589万194円です。児童手当負担金、障害者介護給付費等負担金などの収入です。

目2衛生費国庫負担金は、予算現額1,186万6,000円、収入済額は1,191万6,191円です。児童保健事業費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業負担金の収入です。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、予算現額8億9,995万8,000円、収入済額は8億7,992万676円です。19ページ、20ページをお開きください。社会保障・税番号制度システム整備補助金、地方創生推進交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、デジタル基盤改革支援補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金、個人番号カード交付事務費補助金の収入です。収入未済額799万5,000円は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金で、繰越明許費、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の未収入特定財源となっております。

目2民生費国庫補助金は、予算現額9,620万4,000円、収入済額は9,324万210円です。臨時特別給付金給付事業費補助金、価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、子どものための教育・保育給付費交付金、保育士等処遇改善臨時特例交付

金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金等の収入でございます。

目3衛生費国庫補助金は、予算現額835万7,000円、収入済額は835万5,000円で、母子保健医療対策総合支援事業補助金、出産・子育て応援交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が主なものでございます。

21ページ、22ページをお開きください。目4土木費国庫補助金は、予算現額2,864万4,000円、収入済額は予算現額と同額です。社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス補助金の収入です。

目5教育費国庫補助金は、予算現額340万円、収入済額は248万7,000円です。ICT整備事業補助金、学校保健特別対策事業費補助金などの収入です。収入未済額90万円のうち、62万5,000円は小学校費補助金、学校保健特別対策事業費補助金、27万5,000円は中学校費補助金、学校保健特別対策事業費補助金で、いずれも繰越明許費、新型コロナウイルス感染症対策事業の未収入特定財源となっています。

目6農林水産業費国庫補助金は、予算現額3,043万6,000円、収入済額は3,043万6,165円です。農業経営高度化支援事業更別第2地区及び第3地区の補助金です。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算現額19万1,000円、収入済額は18万4,000円です。自衛官募集事務委託金、中長期在留者住居地届出等事務委託金の収入です。

目2民生費委託金は、予算現額131万7,000円、収入済額は159万694円です。国民年金事務委託金が主なものです。

23ページ、24ページをお開きください。款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、予算現額4,816万9,000円、収入済額は4,819万5,312円です。児童手当負担金、障害者介護給付費等負担金、保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金などの収入です。

目2衛生費道負担金は、1万9,000円の予算現額に対し、収入はありませんでした。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、予算現額1,952万3,000円、収入済額は1,952万3,441円です。森林環境保全整備事業補助金、地域づくり総合交付金等の収入です。

目2民生費道補助金は、予算現額4,762万7,000円、収入済額は4,700万8,219円です。重度心身障害者医療費助成事業補助金、権利擁護人材育成事業費補助金、高齢者世帯等生活支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金、多子世帯保育料軽減支援事業費補助金、子どものための教育・保育給付費交付金などの収入です。

25ページ、26ページをお開きください。目3衛生費道補助金は、予算現額262万3,000円、収入済額は246万3,348円です。乳幼児医療費補助金、出産・子育て応援交付金などの収入です。

目4農林水産業費道補助金は、予算現額3億4,491万7,000円、収入済額は3億3,491万6,617円です。農業委員会交付金、環境保全型農業直接支払交付金、多面的機能支払事業補助金、農地利用最適化交付金、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金、基幹水利施設管理事業補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金などの収入です。収

入未済額1,000万円は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金で、繰越明許費、農業振興補助金等の未収入特定財源となっています。

目5教育費道補助金は、予算現額30万円、収入済額は87万6,000円です。教育支援体制整備事業費交付金、北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の収入です。

項3委託金、目1総務費委託金は、予算現額1,028万4,000円、収入済額は1,096万7,563円です。27ページ、28ページをお開きください。道民税徴収委託金、道知事道議会議員選挙委託金、衆議院議員選挙委託金が主なものでございます。

目2農林水産業費委託金は、予算現額79万1,000円、収入済額は79万5,866円です。道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金、有害鳥獣駆除業務委託金等の収入です。

目3商工費委託金は、予算現額604万円、収入済額は604万890円です。駐車公園管理委託金が主なものです。

目4土木費委託金は、予算現額9万6,000円、収入済額は18万567円です。建物調査委託金、樋門樋管操作業務委託金等の収入です。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 次に、27ページ、款16財産収入から31ページ、款19繰越金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算現額532万3,000円、収入済額は601万7,201円です。29ページ、30ページをお開きください。駐在所、北電送電線敷地などの村有地貸付収入、職員住宅、教員住宅の貸付収入、複写機等利用料が主なものでございます。

目2利子及び配当金は、予算現額13万7,000円、収入済額は11万9,283円です。土地開発基金など13の基金の預金利子です。なお、詳細につきましては、令和4年度基金管理運用状況調をご参照ください。

項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、予算現額501万4,000円、収入済額は501万4,938円です。宅地分譲地売払収入です。

目2物品売払収入は、予算現額1,604万2,000円、収入済額は1,604万969円です。村有林素材売払い等による収入です。

31ページ、32ページをお開きください。款17項1目1寄附金は、予算現額6,950万円、収入済額は7,195万4,000円です。寄附金及びまち・ひと・しごと創生寄附金の収入です。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、収入がありませんでしたので、当初予算全額を減額補正しております。

目2ふるさと創生事業基金繰入金は、予算現額657万7,000円、収入済額は629万1,000円

です。ふるさと創生事業助成金の財源として繰り入れたものでございます。

目3協働のまちづくり基金繰入金は、予算現額108万7,000円、収入済額は108万6,498円です。協働活動交付金の財源として繰り入れたものでございます。

村有林野基金繰入金は、収入がありませんでしたので、当初予算額全額を減額補正しております。

目5農業振興基金繰入金は、予算現額3,524万2,000円、収入済額は3,523万8,489円です。新規就農者支援事業、農業振興補助金等、畜産クラスター事業、国営事業負担金の財源として繰り入れたものでございます。

目6福祉基金繰入金は、予算現額1万3,000円、収入済額は1万2,553円です。高齢者在宅福祉サービス事業の財源として繰り入れたものでございます。

目7こども夢基金繰入金は、予算現額50万円、収入済額は予算現額と同額です。こども夢基金事業助成金の財源として繰り入れたものでございます。

目8公共施設等整備基金繰入金は、予算現額5,600万円、収入済額は予算現額と同額です。村有建物等改修事業、公用車車庫改修事業、老人保健福祉センター改修事業、ふるさと館改修事業、村営住宅等改修事業、学校施設改修事業—小学校、農村環境改善センター改修事業、トレーニングセンター改修事業の財源として繰り入れたものでございます。

目9寄附金管理基金繰入金は、予算現額4,307万8,000円、収入済額は4,307万8,335円です。前年度においていただいた寄附金と預金利子を全額繰り入れ、寄附者が指定する事業の財源としたものでございます。

目10まち・ひと・しごと創生基金繰入金は、予算現額1,000万円、収入済額は予算現額と同額です。デジタル活用支援事業、更別スーパービレッジ構想推進事業の財源として繰り入れたものでございます。

款19項1目1繰越金は、予算現額2億1,164万1,000円、収入済額は2億1,164万1,096円です。前年度繰越金で2億1,010万3,096円、33ページ、34ページをお開きください。繰越明許費の一般財源として153万8,000円を収入しています。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 32ページの寄附金やまち・ひと・しごと創生の繰入金とかについてなのですが、主に企業版ふるさと納税はデジタル、スーパービレッジ関係での寄附金が多かったのかなと思うのですが、具体的なスーパービレッジ等に関わったここに使われた財源というのは幾らあるのか、補足説明願います。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご質問でございますけれども、デジタル田園都市国家構想の交付金事業に関しまして、一部、昨年度でいきますと、Jコイン、マイナンバーカード

とデジタル田園都市の推進事業ということで、単費でやる事業を行ったところに対しまして基金を充当させていただいており、その金額につきましては641万5,000円を充当させていただいているところです。あと、もう一つのほうにつきましては、早期にコミュニティナースの事業を実施するに当たりまして一部基金を充当しており、その金額が358万5,000円となっております。

以上です。

(何事か声あり)

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 もう一つ、寄附金の中でまち・ひと・しごと創生総合寄附金ということで4,750万円が決算額で数字上がっているところがございますけれども、デジタル田園都市の中に充当している金額といたしましては4,650万円を充当しているところがございます。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 それでは、33ページ、款20諸収入から37ページ、款21村債に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款20諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金は、2万円の予算現額に対し、収入はありませんでした。

項2目1預金利子は、予算現額1万円、収入済額は5,077円です。歳計現金の預金利子収入です。

項3貸付金元利収入、目1中小企業近代化資金預託金元利収入は、予算現額5,000万円、収入済額は5,000万496円です。

目2ふるさと融資貸付金元金収入は、予算現額1,620万円、収入済額は予算現額と同額です。

項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入は、4,000円の予算現額に対し、収入はありませんでした。

目2衛生費受託事業収入は、予算現額160万円、収入済額は143万6,186円です。後期高齢者医療広域連合受託事業に係る収入です。

項5雑入、目1滞納処分費は、予算現額1,000円に対し、収入はありませんでした。

目2弁償金は、予算現額1,000円、収入済額は18万4,456円です。軽自動車税課税標識紛失及び畑地かんがい施設破損に係る弁償金の収入です。収入未済額9万844円の内容は、畑地かんがい施設弁償金で、納入義務者の破産により未収入となったものでございます。

目3違約金及び延納利息は、予算現額1,000円に対し、収入はありませんでした。

目4納付金は、予算現額601万8,000円、収入済額は597万7,513円です。35ページ、36ペ

ージをお開きください。雇用保険料納付金、派遣職員給与等納付金の収入です。

目5雑入は、予算現額3,346万3,000円、収入済額は3,610万1,058円です。農業者年金業務委託金、北海道市町村振興協会市町村交付金、37ページ、38ページをお開きください。退職手当組合事前納付金清算金、乗合タクシー事業精算金、地域循環共生社会連携協会補助金等の収入です。

目6過年度収入は、予算現額30万5,000円、収入済額は30万5,870円です。令和3年度障害者医療費道費負担金追加交付、公有物件建物災害共済金、平成29年度から令和2年度までの多面的機能支払交付金超過交付などの収入です。

款21項1村債、目1緊急防災・減債事業債は、予算現額630万円、収入済額は予算現額と同額です。消防救急デジタル無線機器更新に係るとかち広域消防事務組合負担金の財源として借り入れたものでございます。

目2一般単独事業債は、予算現額370万円、収入済額は予算現額と同額です。イタラタラキ川バイパス排水路緊急浚渫推進事業の財源として借り入れたものでございます。

目3辺地対策事業債は、予算現額3億9,130万円、収入済額は予算現額と同額です。橋梁改修事業、村道整備事業、39ページ、40ページをお開きください。国営施設応急対策事業の財源として借り入れたものでございます。

目4過疎対策事業債は、予算現額6,790万円、収入済額は予算現額と同額です。高機能消防指令システム更新に係るとかち広域消防事務組合負担金、道営事業負担金、更別農業高校生徒確保等支援事業、子ども医療費無料化事業、学校給食費保護者負担軽減事業、緊急通報システム利用支援事業、村史編さん事業の財源として借り入れたものでございます。

目5臨時財政対策債は、予算現額3,128万3,000円、収入済額は予算現額と同額です。地方交付税の原資が不足した場合に地方財政法第5条の特例として起債が認められているものでございます。

なお、目1緊急防災・減債事業債は元利償還金の70%、目2一般単独事業債は元利償還金の70%、目3辺地対策事業債は元利償還金の80%、目4過疎対策事業債は元利償還金の70%、目5臨時財政対策債は元利償還金の100%に相当する額が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

135ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明をいたします。1、歳入総額61億8,341万3,051円、2、歳出総額59億8,541万5,694円、3、歳入歳出差引額1億9,799万7,357円、4、翌年度へ繰越すべき財源、(2)、繰越明許費繰越額894万2,000円、5、実質収支額は1億8,905万5,357円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 38ページお願いいたします。款20諸収入、項5雑入、目5雑入の備考欄、

村史売上収入とございまして、昨日も無償配付の件ご質問と、お答えをいただきましたが、この売上収入の中にはDVD版の、たしか30枚ですか、1枚2,500円で3月24日までというのが載っていたかと思うのですけれども、この収入の内容をお願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 DVDと村史との内訳、ちょっと資料を持ってこなかったもので、後ほどでよろしいでしょうか、すみません。申し訳ございません。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 35ページ、36ページの関係で雑入の関係で小学校の太陽光の売電部分の収入が令和4年度倍増しているということで、物すごくいいことなのだろうというふうに思います。今後、様々なコロナ対策もエアコンと空調設備も含めて電気の活用については相当利用していく形になるのだろうというふうに思いますし、今、給食センター等の併設も含めて、そちらに太陽光をつけるのか、つけないのか、その辺も踏まえて、倍増になった根拠というか、その辺だけちょっと聞かせていただければありがたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 具体的な数字等について、要因についてはこちらでちょっと確認をしておりますので、後ほど、すみません、答えをさせていただければと思いますので、確認させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 36ページ、備考欄、下から4つ目、5つ目くらいですか、資源物の売上収入の69万6,751円ということで決算額が示されております。決算資料のほうに持ち込まれたリサイクルごみの数量は出ておりますけれども、この69万6,751円というのはどの部分のリサイクルごみの収入なのかという部分をちょっと説明いただきたいと思います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ご質問のありました資源物の売上収入ですけれども、まずリサイクルセンターでは資源物の受入れをしておりますが、その中の一部、紙類や瓶類などのリサイクルできる資源物、これを回収業者で有料で引き取ってもらい、その売上げを雑入で受けていると、そういった状況になっております。売払いしている資源物でございますけれども、大きく5種類ありまして、まず新聞や雑誌などの紙類、そして瓶類、また紙やかばんなどの繊維類、金属類、そしてリサイクルセンターで生ごみを堆肥化しておりますけれども、その肥料を販売しております。また、種別ごとの売上金額ですけれども、紙類は数量が12万790キロ、金額で56万5,191円です。また、瓶類ですけれども、数量が2,080本で、金額が8,411円、また繊維類は数量が4,949キロで、金額が4,945円と、そして金属類ですけれども、数量が1万2,887キロで、金額については4万7,604円と、そして最後は肥料ですけれども、これは袋で販売しておりますけれども、数量が353袋、金額で7万600円ということで、そのそれぞれの合計で69万6,751円ということになってございます。

以上です。

○議長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 詳しい説明ありがとうございました。リサイクルセンターに持ち込まれるごみ量、大変量が多くて、多くの方が利用されているのかなというふうに思っております。古くから使われている方については大体センターの使い方というの分かると思うのですが、最近越されてきた方が利用したときに、例えばルールと違うものを持ち込んだときにそこを管理している職員の方々に注意されるとかという部分もいろいろあるという話も聞いております。今回このような形で金額的なものも説明していただきました。できれば、リサイクルセンターにそういうリサイクルごみを持ち込んだときに知らないで持ち込んで注意されるというお互いやっぱり気持ちのいいものではないと思いますので、改めてそういう部分のリサイクルセンターの使い方についてきちんとした説明をするような機会を持つようなことをしたほうがいいのか、と思っておりますし、あわせてリサイクルセンターで今回このような形で決算額が出ました。こういう形でリサイクルセンターで持ち込まれたごみはこういうような形で収益がありますという部分もできれば村民の方に周知したほうがいいのかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 まず、収益という話が、今、ありましたけれども、実は過去3年間の売上げの推移、これをちょっと確認をさせていただきます。その収益の推移ですけれども、まず令和元年度で84万5,015円と、令和2年度が78万810円、令和3年度が82万9,602円ということになっておりますけれども、年度にばらつきはありますけれども、横ばい傾向であるのかなと思っております。また、資源物の売上収入の単価です。これは過去から同一の単価で売払い、販売をしてきたところでありますけれども、この収入は貴重な財源となるということから、少しでも収入額が多くなるように、令和5年度からは見積り合わせによって単価契約をしているということでございます。売払いできる数量にもよりますけれども、令和5年度からは、その収入が少しでも多くなるということを期待しているものでございます。

それと、住民対応ということでございますけれども、まず例年ですけれども、春先、4月にリサイクルセンターで受け入れている資源物というチラシを全戸配布をさせていただいております。この中には、どういったものがリサイクルセンターに持ち込めるか、それと何曜日に持込みが可能かということも記載をされております。また、広報のほうでも、定期的ではないのですけれども、年に何度か周知をさせてもらっているといったところがあります。ただ、しかしながら、今、お話がありましたように住民の方には、例えば、生ごみ処理機に入れてはならないようなものも持ち込まれると、またペットボトルも本来中を洗って持ってきてくださいとお願いしているのですけれども、それもなかなか守られないといったこともあります。それは現実にありますけれども、ただそこに働いている職員のほうが、言葉悪いときもあるかもしれないのですけれども、きちんとこれは駄目ですよ

と、持ち帰ってください、というお話をして、指導というか、そういう対応はさせていただいております。ただ、そういったケースも多々聞いておりますので、今後についても引き続き広報、周知に努めたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 同じく36ページの先ほどの太陽光に関連したことなのですが、小学校の太陽光パネル、何十枚か設置していると思うのですが、金額的にいうと枚数の割には売電金額低いな、随分少ないなと思うのですが、これは小学校の中で使いながら余剰の分を、余剰電力があって、それを買い取ってくれている収入なのか、それとも太陽光だけ直接、あのパネルだけの売電を収入として得ているのか。もしくは、収入としてそれだけで得ているのだったらパネル壊れているのではないかなと思いますので、シミュレーションとかも恐らくあったと思うのですが、その辺もちょっと確認していただければと思いますので、よろしく願いいたします。もし分かるところがあれば。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 太田議員のおっしゃるとおり、具体的には先ほど高木議員からいただいた売電収入の部分に関して太陽光、確かに小学校に設置している太陽光パネルにつきましては発電したのに対して学校で一度使って、余った分を買い取っていただいているというような状況になっている形になっております。今回、令和4年度に増えた理由ということに関しましては、ちょっと確認をさせていただければと思っております。単価が上がったとか、そういうことではなく、多分使用量が少なくなって、その分多く売ることができたのだと思いますが、一応確認だけさせていただければと思いますので、よろしく願いします。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 この際、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時26分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど保留になっておりました荻原議員に対する質問の答弁をお願いいたします。住宅使用料の収入未済額に対する答弁をお願いします。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 失礼いたしました。荻原議員からのご質問であります、住宅使用料の滞納者のうち、最も高額な滞納額とはというご質問しての回答でございます。73万400円の滞納額がございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございます。今、説明した額もかなり高額な額になるかというふうに思います。住宅料につきましては、基本的に1か月滞納するとすごい額になるということがあります。ですので、毎月毎月の徴収については、かなり気を配って徴収に当たらなければならないというふうに思っております。今回のただいま説明いただきました一番高額の方でこれだけの金額があるということですので、今後、これが不納欠損に陥らないように職員一丸となって収納に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまいただきましたご意見を参考に、今後とも滞納者への対応に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議 長 荻原さん、よろしいでしょうか。

(何事か声あり)

○議 長 次に、小谷議員から質問のありました村史に関する件をお願いいたします。  
末田総務課長。

○総務課長 大変申し訳ございませんでした。村史の売上収入ですが、村史の無償配付を希望した方で、さらに2冊目の配付を希望した方がいらっしゃいまして、この方に1,000円で32冊、それから村外の方に5,000円で3冊配付をさせていただいております。DVDのほうは、2,500円で3枚配付をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長 小谷さん、よろしいでしょうか。

(何事か声あり)

○議 長 次に、更別小学校の太陽光の高木さんから質問ありました件の回答をお願いいたします。

伊東教育次長。

○教育次長 申し訳ありませんでした。太陽光の売電の関係でございましたが、確認をしたところ、令和3年の2月から8月の期間に太陽光の発電装置にちょっと異常というか、故障がありまして、その関係で電力会社への送電がうまくいっていなかったという状況だったそうです。そのことによって売電する金額が下がってしまい、令和3年度の収入が減っているというような状況ということになっておりました。ということで、金額が下がっていた理由はそういうことになっております。

以上です。

○議 長 高木さん、よろしいでしょうか。

(何事か声あり)

○議 長 それでは、この件はこれで終了いたします。

これで一般会計歳入の決算を終わります。

一般会計歳入歳出決算について款ごとに質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、項目、事業等を明らかにしていただきたいと思います。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 46ページです。備考欄(13)、職員等人件費についてなのですが、令和4年度、今年度見ても過去ずっと見ていても夜遅くまで役場庁舎が電気がついていたり、教育委員会に行ってみたら、こんな時間までまだ働いているのか、なんて思うこともたくさんあったのですが、時間外で働いている職員の負担というものが幾らということはあるのですが、見えて随分時間超過して働いているのだな、ということを感じるのです。令和5年に関しましては、デジタル推進室は人員配置、すごく増えて、その辺は改善されているのかなと思うのですが、ほかの課全体的に見ても人員不足があるのか、それとも人員配置の問題なのか、その辺も含めてご答弁願えればと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 太田議員のご質問のとおり、時間外勤務手当は前年度に比べると増加をしているという、そういう決算になっております。本村のような小規模な組織ということになれば、限られた職員数ですので、効率的に業務を執行していくということは、非常に重要な意味を持っているということになるかと思えますし、何より職員の健康に影響を与えるような長時間の時間外勤務ということは、これはあってはならないので、そのためにもできるだけ限られた職員数で効率的に業務を執行しなければならないということは、それが最も大事なところだとは思いますが、ただ先ほどもお話あったとおり、スーパービレッジ構想ですとか、ここ数年でいけば新型コロナウイルス対応、それから、物価高騰等による各給付金の給付ですとか、マイナンバーカードの交付だとか、確実に相当量の業務が増えているということは、これは間違いないところだとは思いますが、組織を見直しして業務を効率化するというのも重要だとは思いますが、ただそれも限定的ですし、限界があるかと思えます。

ただ、職員を増やすということになれば、それは将来的にも少なからず財政的な影響を及ぼすということになりますので、そこら辺は慎重に検討しなければならないとは思いますが、たまたまなのですが、去年の12月の第4回定例会で職員の定数条例を改正させていただいて、村長部局の職員は77人から80人に改めさせていただきました。これはたまたまなのですが、職員の定年延長に伴って、今までどおりの退職者補充で職員を採用していくと、延長の延びた期間、採用できない期間がある程度出てきてしまうので、一時的に退職者の補充を前倒して計画的に採用していくことで、一時的に職員数が増えるという状況が出てくるので、定数条例の改正をさせていただいたところです。繰り返しになりますが、

たまたまですが、その期間は職員数が一時的に増えることになるので、これによって時間外のある程度の解消はできるのかなと思っております。それから、先ほど言ったような業務はいつまでも続く業務ではないものもあるので、臨時的な業務が終息すればそれで時間外勤務もある程度は減っていくだろうと思っておりますし、そのほか、例えばパートタイム会計年度任用職員の採用等を検討するということで時間外勤務の削減等に向けて検討とかは、常にしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 もちろん、常に検討していただいているのだな、ということで十分理解しました。が、しかし、現実的に夜遅くまで役場庁舎の中で電気がついていることは間違いないですし、そのことによって職員の健康面に関して、病気になったり、気持ち的にダウンして職場に来れなくなったり、それが結局は退職につながってきたりとかということにもなりかねませんし、そうなってしまえば、その職員を守れなかった、人員も少なくなってくるということで、悪い影響がどんどん、どんどん積み重なることがすごく予想されますので、また働き方改革というものはもう民間では相当厳しく言われていて、ちょっと時間外あったりするだけで本当厳しく指導受けたりすることもありますので、その辺、率先して行政側も改善していけるように頑張っていたいただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 長 大野副村長。

○副村長 太田議員からの申出がありましたとおり、そちらにつきましては当局といたしましても十分注意していきたいと考えております。年に1度職員の方々のストレスチェックを行っているとか、あと職員の面談、そういったことを年2回ほどやっております。そういったところで管理職も含め、理事者側も含めまして早期にそういうところの対応はさせていただきたいというふうに考えております。また、職員の配置につきましても、そこはふだんから、総務課長のお答えのとおりで、見直しというよりは、配置等を適正なところで見直しはしていきたいと考えております。また、今現在、過渡期ではありますけれども、デジタルを通じて業務の効率化、そういったところも図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 以上で一般会計歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

国民健康保険特別会計の質疑に入ります。

145ページ、事業勘定の歳出についての補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、令和4年度国民健康保険特別会計事業勘定の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、別冊の令和4年度決算資料18ページには、国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表、それから19ページから20ページにかけては国民健康保険事業の状況、こちらを添付しておりますので、後ほどご参照いただけたらと思います。

それでは、歳出から説明いたします。145、146ページお開きください。款1総務費、予算現額614万1,000円、支出済額593万2,113円、不用額20万8,887円です。

項1総務管理費、目1一般管理費、支出済額523万6,468円、不用額18万7,532円です。備考欄(1)、総務一般事務経費は、共同電算処理委託料、レセプト点検委託料、国保連合会への負担金などが主なもので、支出済額は497万468円です。(2)、国保電算整備事業は、北海道クラウド機器更新費用として北海道自治体情報システム協議会への負担金で、支出済額は26万6,000円です。

目2連合会負担金は、支出済額、37万4,168円、不用額6,832円で、北海道国民健康保険団体連合会への運営負担金の支出となります。

項2徴税费、目1賦課徴収費は、支出済額は16万4,257円で、不用額は7,743円です。備考欄(1)、賦課徴収事務経費は、国保税の賦課徴収に係る納付書の印刷費、納付書の送付に係る郵便料、滞納者に係る十勝市町村税滞納整理機構負担金の経費となります。

項3運営協議会費、目1運営協議会費、支出済額15万7,220円、不用額6,780円です。備考欄(1)、国保運営協議会運営経費は、委員の報酬、費用弁償に係る経費です。

款2保険給付費、予算現額2億6,007万8,000円、支出済額2億3,343万4,087円、不用額2,664万3,913円です。

項1療養諸費、目1療養給付費は、支出済額2億766万611円、不用額2,251万3,389円です。(1)、療養給付費は、医療の入院、入院外、それから歯科、調剤、入院時の食事療養、訪問看護療養に係る給付となります。

目2療養費は、支出済額172万4,211円、不用額7万3,789円です。(1)、療養費は、あんま、鍼灸、柔道整復、医療用装具等に係る給付となります。

147、148ページ、目3審査支払手数料は、支出済額80万4,733円、不用額7万2,267円です。(1)、審査支払事務経費は、医療機関より国保連合会に送付される診療報酬請求明細書の審査に係る手数料です。

項2高額療養費、目1高額療養費は、支出済額1,722万3,592円、不用額336万2,408円です。備考欄(1)、高額療養費は、一定の自己負担額以上に医療費がかかった場合に支給されるものとなります。

目2高額介護合算療養費は、支出がありませんでした。

項3移送費、目1移送費は、支出がありませんでした。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、支出済額586万8,000円、不用額は43万2,000円です。令和4年度は、14件分を支出しております。

目2支払手数料は、支出済額2,940円で、不用額は60円です。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、支出済額15万円で、不用額は3万円です。

款3 国民健康保険事業費納付金、予算現額2億1,567万9,000円、支出済額2億1,567万9,000円で、不用額はありません。

項1 医療給付費、目1 医療給付費は、一般被保険者に係る医療費分の納付金で、支出済額1億5,047万9,000円、不用額はありません。

項2 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金等は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の納付金で、支出済額4,752万円、不用額はありません。

項3 介護納付金、目1 介護納付金は、介護保険第2号被保険者分の納付金で、支出済額1,768万円、不用額はありません。

149、150ページをお開きください。款4 共同事業拠出金は、予算額1,000円、支出済額48円で、不用額は952円です。

款5 保健事業費、予算現額1,345万2,000円、支出済額1,281万9,051円、不用額63万2,949円です。

項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、支出済額352万330円、不用額12万8,670円で、特定健診等データ処理手数料、特定健診、特定保健指導委託料などを支出しております。なお、各会計決算資料の20ページに特定健診、特定保健指導の状況について記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、支出済額881万8,013円、不用額38万3,987円です。(1)、保健衛生普及事業は、医療費通知等の経費を支出しております。(2)、健康マイレージ事業は、村が実施する健診や健康講座などの健康づくり事業をポイント化する事業となります。(3)、国保ヘルスアップ事業は、国保被保険者の健康の保持、増進、疾病予防、生活の質の向上等を目的に取り組む事業で、その財源につきましては北海道保健給付費等交付金の保険者努力支援分及び特別調整交付金として交付されております。

目2 疾病予防費は、支出済額48万708円、不用額12万292円です。(1)、疾病予防事業は、前期高齢者のインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌予防接種法定接種者に対する経費となります。

151、152ページをお開きください。款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 基金積立金は、予算現額1,236万1,000円、支出済額1,236万298円、不用額は702円で、利息分2,298円、積み増し分として1,235万8,000円を積み立てております。

款7 諸支出金は、予算現額3,476万2,342円、支出済額3,453万7,842円、不用額は22万4,500円です。

項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金は、支出済額7万5,200円、不用額は16万9,500円です。

目2 退職被保険者等保険税還付金は、支出がありませんでした。

目3 一般被保険者還付加算金は、支出済額1万5,300円、不用額はありません。

目4 退職被保険者等還付加算金は、支出がありませんでした。

項2 繰出金、目1 直営診療施設勘定繰出金、支出済額3,353万4,000円、歳入の款4 道支

出金の特別調整交付金においてへき地診療所分として措置された全額を診療施設勘定に繰り出しております。

項3 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金は、支出済額91万3,342円で、過年度の交付金確定による返還金となります。

款8 予備費は、過年度過誤納還付金として41万3,342円の支出で、不用額は824万6,658円となります。

以上で歳出の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、139ページ、事業勘定の歳入についての補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、続きまして、歳入についてのご説明をいたします。

139、140ページをお開きください。款1 国民健康保険税、予算現額1億9,153万7,000円、収入済額1億9,137万2,202円、不納欠損額は1名で36万9,527円、収入未済額は253万9,084円となります。

目1 一般被保険者国民健康保険税、節1 現年課税分は、収入済額1億9,123万7,500円、収入未済額4万6,000円で、収納率は99.98%となります。節2 滞納繰越分は、収入済額13万4,702円、不納欠損額36万9,527円、収入未済額185万6,238円、収納率は5.81%となります。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、収入済額はありますが、収入未済額63万6,846円となります。なお、滞納者につきましては、催促、督促等納税指導を行いながら、その収納に努めているところであります。

款2 一部負担金、予算現額1,000円で、収入額はありません。

款3 道支出金は、予算現額3億1,936万1,000円、収入済額は2億9,327万622円です。

目1 保険給付費等交付金は、収入済額2億937万622円です。節1 普通交付金は医療給付費分として、節2 特別交付金は備考欄、特別調整交付金3,622万4,000円のうち、へき地診療所分として3,353万4,000円を国保診療所へ繰り出ししております。

項2 財政安定化基金交付金、目1 財政安定化基金交付金は、予算現額1,000円で、収入額はありません。

款4 財産収入は、予算現額3,000円、収入済額2,109円です。

次のページ、141、142ページをお開きください。項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は、収入済額2,109円で、財政調整基金積立金の利子となります。

款5 繰入金は、予算現額2,917万7,000円、収入済額2,794万7,280円です。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、収入済額2,794万7,280円です。平成30年から国民健康保険の保険者が都道府県単位になったことに伴い、法定内での繰入金となりま

す。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、繰入れはありませんでした。

款6繰越金は、予算現額1,014万2,000円、収入済額1,014万2,618円です。

款7諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金、目2の加算金ともに収入済額はありませんでした。

143、144ページをお開きください。項2雑入、目1雑入は、収入済額56万146円です。

目2の療養給付費等負担金は、収入がありませんでした。

以上で歳入の補足説明を終わります。

続きまして、153ページ、実質収支に関する調書をお開きください。1、歳入総額5億2,329万4,977円、2、歳出総額5億1,476万2,439円、3、歳入歳出差引額853万2,538円、5、実質収支額は同額となります。

以上で国民健康保険特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計事業勘定の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

156ページ、国民健康保険特別会計診療施設勘定についての補足説明を求めます。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 診療施設勘定の決算について補足説明をさせていただきます。

歳出からご説明申し上げます。決算書の158、159ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算現額3億……

(何事か声あり)

○議 長 ページ数が。

○診療所事務長 申し訳ございません。164、165ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算現額3億235万2,000円、支出済額3億52万8,977円で、不用額は182万3,023円となっています。節10需用費の不用額94万3,483円の主なものは備考欄(1)、診療施設維持管理経費、節10需用費の燃料費で71万4,399円の執行残、また節12委託料の不用額42万7,364円の主なものは備考欄(4)、総務一般事務経費、節12委託料の医療業務委託料で42万4,968円の執行残が生じたことによるものです。備考欄を御覧ください。(1)、診療施設維持管理経費は、診療所施設の維持に係る消耗品費、重油など

の燃料費、光熱水費、備品や施設の修繕費、施設機器の保守管理、点検委託料、清掃業務委託料、施設管理用備品購入費などで、支出済額は1,859万2,950円です。(2)、村有建物維持管理経費は、医師住宅に係る修繕費、保険料などで、支出済額は102万8,036円です。

(3)、総務管理経費は、職員11名分の人件費で、支出済額は9,425万8,092円です。(4)、総務一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員人件費、事務用消耗品費、通信費、医療業務委託料、消費税申告業務委託料、医療業務用システム使用料、各種負担金、また平成29年度から令和3年度の5か年分の消費税支払いに係る公課費などで、支出済額は1億3,469万5,095円です。166、167ページをお開きください。(5)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、事務職員2名、看護補助員8名分の人件費で、支出済額は4,471万6,804円です。令和4年度より看護補助員8名がパートタイムからフルタイム会計年度任用職員へ任用形態が変更になっています。(6)診療施設改修事業は、今年度施工しています増改修工事に係る実施設計委託料で、支出済額は723万8,000円です。

目2車両管理費は、公用車の維持管理経費で、予算現額19万4,000円、支出済額16万3,015円、不用額は3万985円となっています。備考欄(1)、公用車維持管理経費は、公用車の維持管理経費です。

次に、款2医業費、項1医業費、目1医療用消耗器材費は、予算現額784万4,000円、支出済額783万2,310円、不用額は1万1,690円となっています。備考欄(1)、医療用資材購入経費は、医療全般に係る各種器具、衛生材料や入院患者用の酸素等に係る経費です。

目2医薬品衛生材料費は、予算現額1,020万円、支出済額942万8,714円で、不用額は77万1,286円となっています。備考欄(1)、医薬品購入経費は、医療用薬品、予防接種用ワクチンの購入費です。

目3医療管理費は、予算現額1,430万9,000円、支出済額1,408万1,378円で、不用額は22万7,622円となっています。備考欄(1)、医療管理事業経費は、医療用備品の修繕費、医療設備の保守点検委託料、検査委託料が主なもので、支出済額は999万9,718円です。(2)、医療機器借上経費は、睡眠時無呼吸症候群の治療器、在宅酸素供給装置の借り上げに係る経費で、支出済額は408万1,660円です。

目4寝具費は、予算現額63万1,000円、支出済額56万9,129円、不用額は6万1,871円です。備考欄(1)、入院資材等借上経費は、入院患者の寝具、病衣の借り上げ料です。

168、169ページをお開きください。目5医療用機械器具費は、予算現額841万6,000円、支出済額は840万8,081円、不用額は7,919円です。備考欄(1)、医療機器等整備事業は、医療用備品の購入費及びオンライン資格確認システム導入に係る役務費及び工事請負費です。また、令和4年度は、ベッドサイドモニター及びセントラルモニター、電子カルテ用パソコン2台、電動診察台、電動ベッドなどを購入しています。

項2給食費、目1給食費は、予算現額178万3,000円、支出済額171万1,610円、不用額7万1,390円となっています。備考欄(1)、給食事業費は、入院患者の給食提供に係る消耗品費、業務委託料の経費です。令和4年度の食数は3,305食でございました。

款3公債費、項1公債費は、予算現額2,060万6,000円、支出済額2,060万4,697円、不用額1,303円となっています。医療用備品の購入費、医療業務委託料に係る償還元金及び利子でございます。

款4予備費の執行はありませんので、そのまま不用額となっています。

以上で歳出の補足説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。決算書の156、157ページをお開きください。なお、入院、外来件数の推移につきましては決算資料21ページをご参照ください。款1診療収入、項1入院収入は、予算現額3,281万7,000円、収入済額は3,376万8,024円です。入院につきましては、昨年度の年間延べ人数は2,135人、前年度比較172人の増となっています。

項2外来収入は、予算現額1億6,427万9,000円、収入済額は1億6,413万3,572円です。患者の年間延べ人数は1万6,833人で、前年度比較1,030人の増となっています。また、在宅での訪問診療の患者数は、年間延べ数で439件から449件に増加しております。

項3その他の診療収入、目1諸検査等収入は、予算現額2,603万円、収入済額は2,724万967円です。乳幼児健診や高齢者入所施設の健康管理料などの各種診断料、各種予防接種診断料、住民検診料などがございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料は、予算現額42万8,000円、収入済額は42万9,341円です。入院患者電気器具賃貸料、訪問患者の自動車使用料などがございます。

項2手数料、目1手数料は、予算現額5万8,000円、収入済額は5万円で、医療事務取扱手数料です。

目2文書料は、予算現額95万5,000円、収入済額は104万4,100円で、各種診断書料です。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1施設整備費補助金は、予算現額313万5,000円、収入済額は同額です。ベッドサイドモニター及びセントラルモニターの更新に係る補助金でございます。

目2医療・感染拡大防止等支援事業補助金は、予算現額544万9,000円、収入済額は同額です。診療所におけるコロナワクチンの個別接種に対する支援金でございます。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、予算現額38万9,000円、収入済額は38万9,520円で、医師住宅使用料です。

160、161ページをお開きください。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、予算現額8,375万7,000円、収入済額は7,844万6,697円です。公債費分については、医療用備品の購入費、医療業務委託料に係るものがございます。一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療施設勘定の収支の均衡を図るための一般会計からの繰入金です。

項2事業勘定繰入金、目1事業勘定繰入金は、予算現額3,353万4,000円、収入済額は同額です。診療施設の運営費について国から調整交付金が国保会計に交付され、国保事業勘定から診療施設勘定に繰り入れるものがございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、予算現額10万円、収入済額は10万481円です。

前年度繰越金でございます。

款7諸収入、項1雑入、目1雑入は、予算現額151万2,000円、収入済額は151万5,462円です。医療保険の対象とならない自費衛生材料費等の収入などが主な内容でございます。

款8村債、項1村債、目1過疎対策事業債は、予算現額1,030万円、収入済額は同額です。今年度施工しています増改修工事に係ります実施設計委託料及びベッドサイドモニター、セントラルモニターの更新に係る借入れでございます。

162、163ページをお開きください。款9道支出金、項1道補助金、目1総務費補助金は、予算現額389万2,000円、収入済額は同額です。コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に対する補助金及び医療・介護・障がい施設等物価高騰対策の支援金でございます。

以上で歳入の補足説明を終わらせていただきます。

170ページを御覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億6,342万8,164円、歳出総額3億6,332万7,911円、歳入歳出差引額10万253円、実質収支額10万253円とするものでございます。

以上、診療施設勘定の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 歳入歳出と両方の関係がありますので、確認をちょっとさせていただきたいと思います。

村有財産ということで先生方の住宅の関係、歳入では例年どおりの使用料ということで歳入を受けているのですが、歳出のほうで財産の関係で昨年度までは需用費の掲載が一切なかったのです。今年度、急遽、90万近くの需用費の項目が増えて、金額が大幅に上がっているのですが、もともとこの辺の置き換えの歳出の出し方の問題なのか、その辺の確認だけをちょっとさせてください。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 歳出のほうの需用費でございますが、こちらは医師住宅の修繕費でございます。昨年度は、医師住宅2軒ございますが、川側の住宅の床、和室建具、障子修繕、軒天修繕、あとまた別のほうの住宅につきましても同様の修繕を行っておりますので、こちらの金額増額になってございます。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 次に、もう一個違う関係でちょっと確認させてください。歳出の166、167ページ、医療管理事業経費の中の委託料の関係なのですが、委託料の検査料が多分増加したのだろうというふうに思います。相当例年よりも多いということで、コロナの関係の検査料の増加なのか、その辺の検査料の中身について説明いただければありがたいと思います。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 医療管理事業経費の委託料が増加した原因でございますが、確かに前年度比較401万2,821円増加してございます。新型コロナウイルス感染症のPCR検査費用などの検査委託料の増加に伴う影響が大きいものです。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 165ページ、目1一般管理費、備考欄(4)、総務一般事務経費の中の12、委託料、ここの部分なのですけれども、家庭医療学センターの医師の派遣分ということで、中札内とも広域ということで連携してやっているということなのですけれども、十分にこの医師に関して中札内と広域でやるといっていても、更別の目線で見たとときにしっかり医師が確保できていて、医師がしっかりとした、今までと、中札内と広域になる前と同じように医師が働く時間というか、更別にいて更別の患者を診ていただける時間というものをしっかり確保しなければいけないものだと思いますけれども、今のところ、中札内のところに更別の先生が行っているということで、更別にも不都合が、不都合と言ったらちょっとおかしいかもしれないのですけれども、更別に本来いてくれる時間がいてくれないときもあるのではないかなと思うのですけれども、その辺の話はどのように関わっていて、不都合がないのかということもちょっと確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 更別の診療所につきましては、外来診療を午前3名、午後2名の医師でこれまでも実施してございます。その体制は今でも確保されてございますので、中札内との広域の関わりにおいてその体制が崩れているということはありません。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、午前3名、午後2名ということで、その体制が崩れていることはない、というふうにおっしゃっていたのですけれども、そういうことでいうならば、中札内に更別の医師が行ったりしているということで、行ったりするときってありますよね、そのときは、更別の時間の勤務ではなくて中札内の時間で勤務という考え方でよろしいのですか。更別の時間なのに、中札内人数足りないから、ちょっとこっち行ってよとか、そんなことはまずはないという理解でいいのですよね。どうしても更別の先生と中札内の先生が同じ先生のときがありますよね、そのときに更別で確保される本当は時間なのに中札内にちょっと行かなければいけないとか、そういうことは全くないということでよろしいのでしょうか、改めて確認です。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 契約の段階で中札内に行く分については、当然、更別の契約金額からは除いたような積算の仕方になっておりますので、本来更別にいなければならない時間に中札内のほうで診療を行っているというようなことはございません。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 すみません、僕の理解力がちょっと低くて、よく分からなかったのですが、もうちょっと歯切れよくしつかり、お金払っているわけですから、その分の時間先生はしっかり確保しているのか。中札内にもそういった同じ名前の先生が行っているときもあるけれども、その部分は更別との契約とは別に中札内の時間で設けたことだから、更別の医師には全く不都合がないのかということを確認したいのです。もうちょっとその辺詳しくというか、はっきり説明していただければと思います。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 更別で契約している時間については、当然更別で勤務をさせていただきます。その時間内で中札内村の診療所に行って診療を行っている、というようなことはございません。なので、中札内村で診療しているときは当然中札内村の契約の中でお金が支払われているというような形になります。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 では、もう一つ確認させていただきます。今、言った話でいうと、この会期中にあった令和5年度の補正ありましたよね、そのときに二十何万かが中札内にどうのこうのなんていう話ししていたのですけれども、その辺と話が合わないのではないかなと思ってしまうのですけれども、その辺ももうちょっと具体的に説明していただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 答弁調整しますか。

(何事か声あり)

○議 長 答弁調整のため休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時58分 再開

○議 長 会議を再開いたします。

岡田診療所事務長。

○診療所事務長 コロナワクチンの応援業務につきましては、当初の契約に入っていない部分の業務でございますので、その分は補償を受けているということでございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今の答弁では、コロナの関係で中札内に応援に行きました。令和5年の補正の中ではその分を中札内の金額からもらったということなのですが、もともと更別は委託業務をしていて、中札内は指定管理をしていると、そしたらはっきり言って中札内のことって関係ない話ではないですか。同じ家庭医療学センターが診ていても、更別にとって医師が行ったとかどうのこうのという話は更別には全く関係のない話で、中札内と家庭医療学センターが話し合ってくれて、家庭医療学センターが中札内に、誰かが中札内に行けばいいだけで、更別の医師がわざわざ中札内のところに応援に行くというのは、

では更別は幾らか何かもらっているの、その分の金額渡したからいいとか、そういう話にはならないのかなと思うのですけれども、その考えはいかがでしょうか。

(何事か声あり)

○議 長 答弁調整のため休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時02分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大野副村長。

○副 村 長 補足説明になりますが、まず更別村の医療体制につきましては家庭医療学センターのほうと契約をして、医師は5名を確保している。それで、平日の場合、午前3名、午後2名の医師の体制を確保している。そこはそのとおりでございます。一方で中札の診療所につきましては、医療学センターのほうと指定管理を結んでやっているというところがございます。更別のほうの山田先生、あと中札の高石先生、こちらのほうにつきましては相互にお互い行き来するような形の契約になっているということで、山田先生が中札に行ったら、その分は中札のほうで支払いを行っている、一方で高石先生が更別で診療する場合についてはその分こちらのほうでも負担しているというところがございます。山田先生以外の医師の方が中札のほうに行く場合もございます。その場合については、特に更別の診療体制に影響を与えないローテーションを組んで派遣をしているということで、特に更別の診療体制が不利益を被っているとか、予算上何か不利益を被っているとか、ということとはございません。契約もそういうふうにしておりますので、特に不利益はないというふうに認識しております。

それと、前回補正の予算のところでもご説明させていただきましたけれども、今回、中札のほうでコロナワクチン接種をやるということで、ただ、高石先生お一人では対応できないということで更別のほうから医師を派遣した。ただ、それについては診療とは別のコロナワクチンの接種というところだったので、その分の委託料を補正予算として今回計上させていただいたというところがございます。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、副村長の話で更別の診療体制には問題はない、ということだったのですけれども、やはりイレギュラーというか、何かコロナのようなことが起きたときには、現に更別の先生が対応したりということで、少なからず診療の中に対して何とかやるよね、という範囲で問題はないとおっしゃっているのかもしれないですけれども、更別は更別で家庭医療学センターと委託業務を交わしているわけですし、問題はないよといいながらも、全く問題がないということもないかとは思うのです。なので、はっきりとしない。金額も

委託料も少しずつ上がってきたりもしていることですから、更別と家庭医療学センターの委託業務はしっかりこうなのだよ、中札内と家庭医療学センターの業務はこうなのだよというのをはっきり、交ざることはないよというか、ちょっと分からなくなってきたり、どこかちょっと負担のあるところが、カバーしているという言い方が正しいと思うのですが、問題がないとは言い切れないと思いますので、その辺ははっきりしていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 そういう意味でいきますと、センターのほうとは更別村と家庭医療学センターのほうとは契約を結んでおりますので、その契約に基づいての医療行為を行っているというふうに認識していただければと思います。ただ、どうしても近隣町村、今回、中札ということでやっておりますけれども、近隣町村の医療体制、帯広とか、そういう大きな病院がないところについては医師の融通というのがあることだ、というふうに認識しておりますので、ただ、あくまでも、更別村とセンターの方とで契約をしている。その契約の範囲内できちんと医療体制を確保していただいているというふうに認識しております。また、年に数回村長のほうとセンターのほうとの理事長等を含めて向こう側の経営者等とも打合せをした上での契約、こちらのほうとしてもそういう医療体制の要望、そういったことは伝えておりますので、あくまでも契約行為の中できちんとやっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 その契約の内容も村長が詰めているということなのですが、ぜひとも村長に、更別の医療を守る、という意味でしっかり臨んでほしいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、太田議員さんご指摘の部分しっかり、年2回ほど各診療所のいろいろな現状とか課題について交流する場と、もう一つは契約をきちんとする場がありまして、それは本当に個別に行っております。それぞれの町村の実情の実情に応じてやっているということでもありますし、広域ということもありますけれども、太田議員さんご指摘になった、また、安村議員さんもお話あったように、その部分については契約としてしっかりやっていくと、その上で広域とか、お互いに融通することはそういう場面もあると思いますし、現に、私も、こちら側が困ったときに向こうの所長さんに来てもらったという場面を見たこともありますので、その辺は契約上、あるいは向こうの契約上の基盤の上に従ってしっかりやって、村民の方に誤解がないように、また更別村の診療体制に不備があったり影響がないようにしっかりやっていきたいというふうに思っています。

以上であります。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、まさしく村長の答弁にあったように、更別の委託業務と中札内の指定管理というところで広域ということで、どこか交ざってしまっているところがあると思うのです。それは契約の中で致し方ないところはあるということは理解したのですけれども、それで全てよしとする、というのは決していいことではないと思いますし、更別の医療ということを中心に持った中で、助け合うことももちろん必要だと思うのですけれども、更別の医療を守るということを前提に置いてやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおりでありまして、更別村の医療体制の充実と確立ということで、しっかりその体制を取っていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で国民健康保険特別会計診療施設勘定の質疑を終了いたします。

次に、173ページ、後期高齢者医療事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 令和4年度後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算の補足説明をいたします。

初めに、別冊の令和4年度各会計決算資料22ページに後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表、それから後期高齢者保険料の収入状況を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

それでは、歳出からの補足説明となります。177、178ページをお開きください。款1総務費、予算現額76万8,000円、支出済額76万6,714円、不用額1,286円です。

目1一般管理費、支出済額59万3,662円、不用額338円で、この会計におきます一般事務経費の支出となっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費、支出済額17万3,052円、不用額948円で、後期高齢者保険料の賦課に係る経費の支出となります。

目2滞納処分費は、実績がありませんでしたので、全額補正予算で減額しております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、予算額5,760万4,000円、支出済額5,760万4,000円で、不用額はありません。

項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額5,760万4,000円で、療養給付費に係る負担金と事務費の負担金となります。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金は、予算額25万円で、支出はありませんでした。

款4予備費は、予算現額10万円で、款2の後期高齢者医療広域連合納付金に充当してお

ります。

以上で歳出の補足説明を終わりました。引き続き歳入になります。173、174ページお聞きください。款1後期高齢者医療保険料は、予算現額4,358万8,000円、収入済額4,360万3,582円です。

項1後期高齢者医療保険料は、目1特別徴収保険料、節1現年度分は、収入済額1,507万800円で、徴収率は100%です。

目2普通徴収保険料、節1現年度分は、収入済額2,836万7,300円で、徴収率は100%となります。節2滞納繰越分は、収入済額16万5,482円で、徴収率は100%となります。

款2繰入金、予算現額1,413万2,000円、収入済額1,413万262円です。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、収入済額1,413万262円、節1保険基盤安定繰入金は保険料の軽減に対する補填分となります。節2その他一般会計繰入金は、事務費対象分、予備費に対する補填分です。

款3項1目1繰越金は、予算現額38万7,000円、収入済額38万7,388円です。

款4諸収入は、予算現額25万3,000円、収入済額7万224円です。

項1延滞金・加算金及び過料、目1延滞金、目2過料は、収入はそれぞれありませんでした。

項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、こちらは広域連合保険料還付金で、収入済額7万224円です。

目2還付加算金、次のページになります。175、176ページになりますが、項3雑入、目1雑入、こちらは収入はありませんでした。

款5国庫支出金、項1国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、予算現額26万2,000円、収入済額26万2,068円で、被保険者証交付経費に対する交付となります。

以上で歳入の補足説明を終わります。

最後に、179ページになります。実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額5,845万3,524円、2、歳出総額5,837万714円、3、歳入歳出差引額8万2,810円、5、実質収支額は同額であります。

以上で後期高齢者医療事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で後期高齢者医療事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、182ページ、介護保険事業特別会計について事業勘定及びサービス事業勘定の質疑に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 令和4年度介護保険事業特別会計事業勘定の歳入歳出の決算の補足説明

をいたします。

まず、別冊の令和4年度各会計決算資料23ページに介護保険事業特別会計事業勘定決算構成表、介護保険事業特別会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表、それから24ページには介護保険事業の状況を添付しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、初めに歳出の補足説明をいたします。190ページ、191ページお開きください。款1総務費は、予算現額445万1,000円、支出済額440万4,454円、不用額4万6,546円です。

項1総務管理費、目1一般管理費は、この会計における事務経費で、支出済額19万8,261円、不用額3万8,739円です。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、支出済額12万6,734円、不用額6,266円です。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費は、介護認定調査に係る経費で、支出済額89万9,300円、不用額は900円で、主に認定調査票の印刷費、主治医意見書取扱手数料となります。

目2認定審査会共同設置負担金は、支出済額318万159円で、不用額は641円です。

款2保険給付費は、予算現額3億2,779万5,000円、支出済額3億2,522万3,481円、不用額257万1,519円です。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、支出済額2億8,369万8,226円、不用額131万5,774円です。主に審査支払手数料、介護給付費を支出しておりまして、不用額は主に法定居宅サービス給付費、福祉用具購入給付費、住宅改修給付費、地域密着型居宅介護サービス給付費、地域密着型施設介護サービス給付費の執行残によるものになります。

項2目1介護予防サービス等諸費は、支出済額1,714万4,781円、不用額54万5,219円で、介護予防給付費を支出しております。

項3目1高額介護サービス費は、支出済額855万7,609円、不用額15万4,391円です。所得により変動しますが、利用者負担の上限額が決められておりますので、その上限額以上が高額介護サービス費として支給されております。

次の192、193ページをお開きください。項4目1高額医療合算介護サービス費は、支出済額78万5,731円、不用額1,269円です。介護保険と医療保険の両制度の上限額を適用した後、世帯内で1年間の自己負担額の合計額が限度額を超えた場合に支給されるものとなっております。

項5目1特定入所者介護サービス費は、支出済額1,503万7,134円、不用額55万4,866円です。所得の低い要介護者の負担軽減のための居室料及び食費の軽減のために給付されております。

款3地域支援事業費は、予算現額5,401万3,000円、支出済額5,321万4,336円、不用額79万8,664円です。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費は、目1介護予防・生活支援サービス事業費、

支出済額951万7,477円、不用額34万2,523円です。介護予防・生活支援サービス事業費や介護予防ケアマネジメント事業費に係る支出となります。

目2 一般介護予防事業費は、支出済額487万5,522円、不用額4万4,478円です。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費は、支出済額3,742円、不用額1万6,258円、こちらは地域包括支援センターの事務費となります。

目2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、支出済額2,445万178円、不用額14万3,822円です。備考欄(1)、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、社会福祉協議会から包括支援センターへ派遣されております社会福祉士の負担金、備考欄(2)、フルタイム会計年度任用職員給与費はフルタイム会計年度任用職員の人件費となります。次のページになりますが、194、195ページお開きください。備考欄(3)、職員等人件費は、保健師の人件費となっております。

目3 任意事業費は、支出済額407万160円、不用額3万1,840円です。備考欄(1)、家族介護支援事業は、家族介護慰労金を9名の方に給付しております。備考欄(2)、任意事業は、シルバーハウジングの管理業務委託料が主なものです。

目4 在宅医療・介護連携推進事業費は、支出済額496万8,257円、不用額19万9,743円です。在宅医療・介護連携コーディネーター業務委託料など、在宅医療・介護連携事業に係る支出となります。

目5 生活支援体制整備事業費は、支出済額471万2,000円、不用額はありません。住民支え合いの仕組みづくりを進めるための事業を社会福祉協議会へ委託して行っております。

目6 認知症総合支援事業費は、支出済額61万7,000円、不用額2万円です。認知症について気軽に話し合う場となる介護カフェを開催しております。

款4 項1 目1 基金積立金は、予算現額236万4,000円、支出済額236万3,703円、不用額は297円です。備考欄(1)、事業基金積立金は、積み増し分で236万3,000円、利息分703円を積立しております。

款5 諸支出金、項1 過年度過誤納還付金、次のページになります。196、197ページになりますが、目1 過年度過誤納還付金は、予算現額866万1,000円、支出済額866万731円で、不用額は269円です。前年度の介護給付費等の精算による還付金を支出しております。

款6 予備費は、予算現額100万円で、予備費充当はありませんでしたので、全額が不用額となっております。

続きまして、歳入の補足説明となります。182ページ、183ページお開きください。款1 介護保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、予算現額6,876万5,000円、収入済額6,896万200円です。節1 現年度分は、収入済額6,896万200円です。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 介護予防事業手数料は、介護予防事業に係る生活援助員派遣手数料で、予算現額10万8,000円、収入済額は10万8,600円です。

款3 国庫支出金は、予算現額1億1,247万2,000円、収入済額1億1,252万9,842円です。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、収入済額6,514万2,127円、介護給付費に係

る国のルール分の収入となります。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、収入済額2,700万6,000円で、国のルール分として介護給付費、介護予防給付費の5%を基準として交付されております。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、収入済額418万3,800円です。歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されております。

目3 地域支援事業交付金（その他事業）は、収入済額1,469万8,915円で、歳出の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費に交付されたものです。

目4 保険者機能強化推進交付金は、収入済額74万4,000円で、歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費に交付されたものです。

目5 介護保険保険者努力支援交付金は、収入済額75万5,000円で、介護予防、軽減、悪化の防止に関する取組に対して交付されております。

184、185ページをお開きください。款4 支払基金交付金、予算現額9,036万6,000円、収入済額9,036万4,000円となります。

項1 目1 介護給付費交付金は、第2号被保険者に係る各保険者負担分で、収入済額は8,659万8,000円です。

目2 地域支援事業交付金は、収入済額376万6,000円で、歳出の款3、地域支援事業実施に係る交付金となります。

款5 道支出金は、予算現額5,303万3,000円、収入済額5,303万1,732円です。

項1 道負担金、目1 介護給付費負担金は、介護給付費に係る道のルール分の負担で、収入済額は4,386万5,525円です。

項2 道補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、収入済額181万6,750円で、歳出の款3 地域支援事業費、項1 介護予防・日常生活支援総合事業費の道負担分となります。

目2 地域支援事業交付金（その他事業）は、収入済額734万9,457円で、歳出の款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費に対する北海道負担分となります。

款6 財産収入は、予算現額1,000円、収入済額703円で、介護保険事業基金積立金の預金利子となります。

款7 繰入金、予算現額639万4,000円、収入済額6,278万2,996円です。

次のページ、186、187ページになりますが、目1 介護給付費繰入金は、収入済額4,065万2,935円、介護給付に係る村負担分を一般会計から繰入れしております。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、収入済額175万99円で、介護予防・日常生活支援総合事業に係る村負担分です。

目3 地域支援事業繰入金（その他事業）は、収入済額720万9,111円で、包括的支援事業・任意事業分と地域支援事業分の村負担のルール分を繰入れしております。

目4 低所得者保険料軽減繰入金は、収入済額373万5,200円です。

目5 その他一般会計繰入金は、収入済額440万4,454円で、事務費分と各種事業分を繰り入れております。

項2目1 基金繰入金は、収入済額283万1,197円です。

項3 他会計繰入金、目1 介護保険サービス事業勘定繰入金、収入済額220万円は、介護保険事業サービス事業勘定の余剰金を繰り入れたものです。

款8 繰越金は、予算現額982万円で、収入済額982万178円です。

款9 諸収入は、予算現額42万5,000円、収入済額39万2,200円です。

目1 延滞金は、調定額がありませんでした。

項2目1 雑入、収入済額39万2,200円で、主に介護予防事業利用者負担金となります。

以上で歳入の補足説明を終わります。

続きまして、198ページになります。実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額3億9,799万451円、2、歳出総額3億9,386万6,705円、3、歳入歳出差引額412万3,746円、5、実質収支額、同額であります。

以上で介護保険事業特別会計事業勘定決算の補足説明とさせていただきます。

引き続きまして介護保険サービス事業勘定の補足説明とさせていただきます。

初めに、歳出の補足になります。203、204ページになります。款1 事業費は、予算現額29万3,000円、支出済額11万6,103円で、不用額17万6,897円です。

項1目1 居宅介護サービス事業費は、支出済額2,223円、不用額4万1,777円です。備考欄(1)、包括的支援等事業は、この会計におきます包括支援センターの事務経費の支出となります。

目2 介護予防サービス等事業費は、支出済額11万3,880円で、不用額13万5,120円です。説明欄(1)、介護予防事業は、要支援1、2の高齢者を対象にした予防計画策定の社会福祉協議会への委託分です。

款2 諸支出金は、予算現額220万円、支出済額も同額となります。この会計の余剰金を介護保険事業特別会計事業勘定へ繰り出しをしております。

以上で歳出の補足説明を終わります。

続きまして、歳入の補足説明をいたします。201、202ページをお開きください。款1 サービス収入、項1 予防給付費収入、目1 介護予防サービス計画費収入は、予算現額246万4,000円、収入済額247万5,660円です。包括支援センターが介護予防支援事業所の指定を受けておりまして、予防計画策定費として介護報酬を収入としております。

款2 繰越金は、予算現額2万8,000円で、収入済額2万8,541円、前年度からの繰越金となります。

款3 諸収入は、予算現額1,000円で、収入実績はありませんでした。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、205ページになります。実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額250万4,201円、2、歳出総額231万6,103円、3、歳入歳出差引額18万8,098円、5、実質収支

額は同額となります。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定の決算の補足説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 以上で介護保険事業特別会計の質疑を終了いたします。

この際、午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、別冊になります。簡易水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第5号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足説明をいたします。

本会計につきましては、公営企業会計の適用により、地方公営企業法に基づく決算書類と決算附属書類による構成となっております。なお、消費税につきましては、1ページから2ページの決算報告書は税込み方式により、その他の財務諸表などは税抜き方式により作成をしております。

それでは、決算書の1ページお開きください。1、令和4年度更別村簡易水道事業決算報告書、(1)、収益的収入及び支出は、事業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用でございます。収入の第1款簡易水道事業収益の決算額は1億5,589万4,616円、第1項営業収益の決算額は8,673万7,112円、第2項営業外収益の決算額は6,291万347円、第3項特別利益の決算額は624万7,157円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業費用の決算額は1億6,102万1,516円、第1項営業費用の決算額は1億5,373万7,688円、第2項営業外費用の決算額は102万1,200円、第3項特別損失の決算額は626万2,628円、第4項予備費の支出はございません。

次に、2ページをお開きください。(2)、資本的収入及び支出は、主に事業を継続して維持するための建設改良費等とそれに対応する収入を計上してございます。収入の第1款簡易水道事業資本的収入の決算額は1億2,523万1,000円、第1項補助金の収入はございません。第2項負担金の決算額は1,064万1,000円、第3項企業債の決算額は9,340万円、第4項出資金の決算額は2,119万円となっております。次に、支出の第1款簡易水道事業資本的支出の決算額は8,713万8,013円、第1項建設改良費の決算額は6,835万9,256円、第2項企業債償還金の決算額は1,877万8,757円、第3項投資の支出はございません。

続きまして、3ページの2、財務諸表、(1)、令和4年度更別村簡易水道事業損益計算書でございます。1、営業収益は、水道使用料、給水工事手数料などで7,887万6,017円。2、営業費用の(1)、原水及び浄水費は主に中札内村との共同施設に対する維持管理負担金や十勝中部広域水道企業団への受水負担金など、(2)、配水及び給水費は水道メーターの購入や取替え工事に係る費用のほか、水道施設の保守点検に係る委託料など、(3)、総係費は職員の人件費や水道メーターの検針業務に係る委託料など、(4)、減価償却費は有形固定資産の減価償却費となっており、1億4,811万7,886円、差引きの営業利益は6,924万1,869円の損失となっております。3、営業外収益は、現金の収入が伴わない長期前受金戻入が主なもので、6,123万2,770円。4、営業外費用は、企業債に対する利息などで167万3,990円、差引き5,955万8,780円に営業利益を加減しました経常利益は968万3,089円の損失となっております。5の特別利益は、6、特別損失の(1)、固定資産除却損に対する補助金等で624万7,157円、6、特別損失は固定資産の売却によるもので626万2,628円、差引き1万5,471円の損失となっております。経常利益に特別利益及び特別損失を加減しました当年度純利益につきましては969万8,560円の損失、前年度繰越利益剰余金につきましては2,232万5,466円、当年度未処理利益剰余金につきましては1,262万6,906円となっております。その他の項目につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、令和4年度更別村簡易水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。11ページをお開きください。3、業務、(1)、業務量、中ほどにあります供給単価は171円2銭で前年度比較66銭の増、給水原価は200円6銭で前年度比較31円69銭の増となっております。給水原価の増につきましては、水道メーターの購入や取替えに係る費用を令和4年度より収益的支出の配水及び給水費に科目変更したことや減価償却費が前年度比較でおおよそ990万円増加したことなどによるものでございます。

12ページをお開きください。4、会計、(1)、重要契約の要旨では、道営営農用水事業負担金及び旭38号配水管布設工事を記載してございます。

13ページの5、その他、(1)、水道使用料の収入状況につきましては、現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済額は8,665万300円、収入未済額につきましては683万590円で、収納率は92.69%となっております。なお、8月末現在の収入未済額は16万7,258円となっており、引き続き収納に努めているところでございます。その他の項目につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書でございます。14ページをお開きください。1、令和4年度更別村簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書の(1)、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、事業の運営に係る現金収支を表しておりますが、211万2,671円の資金が増加しております。

(2)、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、建設事業などに係る現金の収支で、資本的支出のうち企業債以外の項目に関する現金の収支を表しております。8,144万7,537円の資金が減少しております。

(3)、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、企業債の借入れと償還に係る現金の収支を表しておりますが、7,482万6,243円の資金が増加しております。

以上を合計しました本年度の資金は450万8,623円の減少で、資産期末残高は9,347万2,247円となっております。

なお、収益費用と資本的収入支出の明細書は15ページから23ページに、固定資産明細書は24ページに、企業債明細書は25ページに、その他の参考資料は26ページから28ページに掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で更別村簡易水道事業特別会計の決算につきまして補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 以上で簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、別冊になります。公共下水道事業特別会計について質疑に入ります。

補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、認定第6号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について補足説明をいたします。

本会計につきましても、地方公営企業法に基づく決算書類と決算附属書類による構成となっており、消費税につきましても決算報告書は税込み方式により、その他の財務諸表などは税抜き方式により作成してございます。

それでは、決算書1ページをお開きください。1、令和4年度更別村公共下水道事業決算報告書、(1)、収益的収入及び支出、収入の第1款下水道等事業収益の決算額は1億5,540万8,721円、第1項営業収益の決算額は8,799万2,396円、第2項営業外収益の決算額は6,055万1,658円、第3項特別利益の決算額は686万4,667円となっております。次に、支出の第1款下水道等事業費用の決算額は1億9,258万445円、第1項営業費用の決算額は1億8,147万7,407円、第2項営業外費用の決算額は647万9,734円、第3項特別損失の決算額は462万3,304円、第4項予備費の支出はございません。

次に、2ページをお開きください。(2)、資本的収入及び支出、収入の第1款下水道等事業資本的収入の決算額は1億8,773万5,000円、第1項企業債の決算額は5,980万円、第2項出資金の決算額は6,118万8,000円、第3項負担金の決算額は579万2,000円、第4項補助金の決算額は6,095万5,000円となっております。次に、支出の第1款下水道等事業資本的支出の決算額は1億8,177万7,276円、第1項建設改良費の決算額は1億3,412万7,000円、第2項企業債償還金の決算額は4,765万276円となっております。

続きまして、3ページ御覧ください。2、財務諸表、(1)、令和4年度更別村公共下水道事業損益計算書でございます。1、営業収益の(1)、下水道等使用料は下水道、農業集落排水施設、個別排水処理施設の使用料など、(2)、一般会計負担金は繰入れ基準による

一般会計からの繰入金となっており、営業収益は8,343万7,557円。2、営業費用の(1)、管渠費は公共汚水ますの修繕など、(2)、処理場費は下水道更別浄化センター、農業集落排水施設上更別浄化センター、個別排水処理施設の維持管理経費など、(3)、総係費は職員人件費など、(4)は浄化センター施設や管路等下水道施設の減価償却費で1億7,477万5,019円、差引きの営業利益は9,133万7,462円の損失となっております。3、営業外収益は、長期前受金戻入が主なもので、5,443万7,722円。4、営業外費用は、企業債に対する支払利息及び特定収入分の消費税などで1,460万9,800円、差引き3,982万7,922円に営業利益を加減しました経常利益は5,150万9,540円の損失でございます。5の特別利益は、6、特別損失の(1)、固定資産除却費に対する補助金等で686万4,667円。6、特別損失は、固定資産の売却によるもので462万3,304円、差引き224万1,363円の利益となっております。以上から、当年度純利益につきましては4,926万8,177円の損失、前年度繰越利益剰余金につきましては1億1,922万1,135円のマイナス、当年度未処分利益剰余金につきましては1億6,848万9,312円のマイナスとなっております。その他の項目につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、令和4年度更別村公共下水道事業報告書の主なものを説明させていただきます。11ページをお開きください。3、業務、(1)、業務量、1)、公共下水道事業の汚水処理単価は172円2銭、汚水処理原価は369円78銭となっております。2)、農業集落排水事業、12ページをお開きください。汚水処理単価は180円77銭、汚水処理原価は347円12銭となっております。3)、個別排水処理事業の汚水処理単価は91円73銭、汚水処理原価は231円85銭となっております。

13ページになります。4、会計、(1)、重要契約の要旨では、更別浄化センター監視制御装置外更新工事負担金を記載しております。

14ページをお開きください。5、その他、(1)、下水道等使用料の収入状況ですが、3月末の現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済額は4,996万7,416円、収入未済額は291万2,115円で、収納率は94.49%であります。なお、8月末現在の収入未済額は6万2,938円となっており、引き続き収納に努めているところでございます。その他の項目につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、決算附属明細書でございますが、15ページをお開きください。1、令和4年度更別村公共下水道事業キャッシュ・フロー計算書、(1)、業務活動によるキャッシュ・フローでは2,193万7,026円の資金が減少、(2)、投資活動によるキャッシュ・フローでは5,530万1,747円の資金が減少、(3)、財務活動によるキャッシュ・フローでは7,333万7,724円の資金が増加しております。

以上を合計した本年度の資金は390万1,049円の減少で、資金期末残高は5,700万3,030円となっております。

なお、収益費用と資本的収入支出の明細書は16ページから25ページに、固定資産明細書は26ページに、企業債明細書は27ページから28ページに、その他参考資料は29ページから

31ページに掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で更別村公共下水道事業特別会計の決算につきまして補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 以上で公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

各特別会計歳入歳出決算について質疑を進めてまいりましたが、質疑の発言漏れがあれば承りたいと思います。

発言に当たっては、ページ、会計、項目、事業等を明らかにしていただきます。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 以上で特別会計の歳入歳出決算の質疑を終了いたします。

続いて、206ページ、財産に関する調書に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、財産に関する調書について補足説明をさせていただきます。

公有財産集計表、1、土地の部、(1)、行政財産は、決算年度末現在高1,518万3,836平方メートルで、決算年度中5,896平方メートルの増となっております。その他5,896平方メートルの増は、道営事業用地として北海道より譲与されたことによるものでございます。

(2)、普通財産は、決算年度末現在高286万6,177平方メートルで、決算年度中911平方メートルの減となっております。宅地911平方メートルの減は、宅地分譲地として2筆の土地を売却したことによるものでございます。

(2)の1、山林、立木の推定蓄積量は、5,906立方メートル増の25万7,196立方メートルとなっております。

207ページ、208ページをお開きください。2、建物の部、木造は決算年度末現在高1万8,900平方メートルで、決算年度中4平方メートルの減、非木造は決算年度末現在高5万5,986平方メートルで、決算年度中21平方メートルの増となりました。合計で決算年度末現在高が7万4,886平方メートル、決算年度中17平方メートルの増となりました。木造の行政財産、公共用財産、小学校4平方メートルの減は、更別小学校屋外トイレの新築、上更別小学校屋外トイレの用途廃止によるものでございます。非木造の行政財産、公共用財産、小学校21平方メートルの増は、上更別小学校車庫新築によるものでございます。

209ページ、210ページをお開きください。基金につきましては、210ページの集計を御覧ください。土地開発基金の決算年度末現在高は2億745万9,338円で、決算年度中増減高は4,160円の増となり、債権または債務はありません。財政調整基金など一般会計12の基金の決算年度末現在高は52億3,876万2,702円で、決算年度中増減高は1億8,611万6,523円の増となりました。債権は1,906円で、合計は52億3,876万4,608円となりました。特別会計の国

民健康保険事業基金及び介護保険事業基金の決算年度末現在高は1億5,908万3,618円で、決算年度中増減高は3,001円の増となりました。債権は1,188万9,803円で、合計は1億7,097万3,421円です。総計で56億1,719万7,367円となり、前年度比較1億9,801万5,393円の増となりました。

なお、各基金の詳細は、令和4年度基金管理運用状況調を提出させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

211ページ、212ページをお開きください。4、有価証券は、決算年度末現在高3,042万円で、増減はありませんでした。

5、出資による権利は、決算年度末現在高4,159万9,536円で、決算年度中増減高は70万円の増となりました。新たにソーシャルナレッジバンク合同会社へ出資したことによるものでございます。

その他は、北海道備荒資金組合の積立金です。決算年度中増減高は648万4,024円の増で、全額超過納付金が増額となっています。普通納付金配分金の振替で300万円の増、超過納付金配分金で348万4,024円の増、決算年度末現在高は13億2,394万4,783円となりました。

213ページをお開きください。7、物品は、1個または1組の取得価格が30万円以上の物品を掲載しております。電気機械で給食センター発電機購入により1台の増となっています。車両で乗用自動車の処分により1台減、乗用自動車、乗用型集草機の購入により2台増、差引き1台の増となっています。雑機械及器具でフルカラー印刷機、オートスタンプ認証複合機、生体情報モニター一式の処分で3台減、フルカラー印刷機、電動ベッド、生体情報モニターベッドサイドモニター2台、生体情報モニター一式の購入で5台増、差引き2台の増となっています。工作物で業務用冷凍冷蔵庫、急速凍結庫の購入で2台増となっています。

8、無体財産権は、異動がございません。著作権11につきましては、北海道電子自治体共同運営協議会の共同システム開発プログラム一式でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 以上で財産に関する調書の質疑を終了いたします。

これから認定第1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 この認定に関して不認定、認定できないという立場から討論いたします。

質疑においてお伺いした800台のスマートフォンの購入、その根拠については高齢者1,000人の8割ということでしたが、2020年の国勢調査によれば90歳以上の方が100名、さ

らに80歳以上の方を含めると402名、この方々の8割がスマートフォンをお使いになるとは到底考えられない。逆に前期高齢者、あと後期高齢者で75から79の間に約150名、149名、前期高齢者418名、逆に前期高齢者になるともうスマートフォンを持っている。2台持ち是要らないという方もいらっしゃる。どの年齢層でも8割はおおよそ考えられない。どんなに楽観的に考えても300台もあれば足りるというふうに考えられる。800台、明らかに過大であって、実効的な予算執行と思われないということが、まずあります。この予算が通った昨年7月21日の会議録を見ても具体的なスマートフォンの購入台数については特に説明がなく、多分そのとき賛成された議員の方々も、まさか800台買うとは思っていなかったと、そういう点で決算が出て明らかになった時点で、それはやはり効率的な予算の使用という点で、問題が大き過ぎると思います。

これ一般会計全体についての認定ですから、ちょっと長くなりますけれども、800台という、そのたった一つのことでも不認定だというのではなくて、これはやはり、高齢者に対する施策の考え方という問題でもあるのではないかと。行政効果を評価して、今後の行政効果を上げるということが決算審議の目的ですので、少し長くなりますけれども、お許してください。ほかのことについても、もちろん一般会計で支出されていることを巡ってお話します。

村では社会福祉協議会に委託して高齢者あるいは障害者だけの世帯に配食サービス、お弁当を配っています。これは800円でB型作業所クローバーモアに委託しているのですが、村が500円を補助する。300円でお弁当がおうちに届くと、大変良い事業なのですが、私はその配達を4年前から2年半ほどやっておりました。最初の時給は880円でしたが、最低賃金よりはもう少し高い時給をいただいております。それで、特に配食が多い水曜、金曜の、あるいは火曜、金曜の夕方に30件ほど配るのですが、そうすると高齢者の暮らし方というのが見えるのです。非常に質素な生活されている方が多いし、いろんな困難を抱えている方も、場合によっては配食されたものを食べるということをちゃんとやっていくということがうまくいなくて、そういう方はしばらくたつと施設に移られるのですが、非常に高齢になる、年を取るということは大変なことであると。私も前期高齢者になったばかりで、まだそれを感じ始めたところです。

ところが、施策をつくる方々というのは、今のところ定年60ですので、特別職の方以外みんな高齢者になったことないわけです。その点にずれがあるのではないかと感じます。もう少し言えば、お弁当はB型作業所でやっている方が作るとなると、手の込んだもの作れません。結局冷凍のものを持ってきて、解凍して詰めている。検食したことがあります。決してまずくはありませんが、あれを月曜から金曜まで、昼と夜と週10回食べている人もいらっしゃる。人生の最後の何年間かでふだん食べる食事がこれだったら、別にまずくはないし、栄養的にいいのですけれども、悲しいものがあるなと感じます。でも、結局B型作業所の仕事がなかなかこの村でない。配食をしなければいけない。その2つを、あえて申し上げますが、安易に結びつけた結果、大きな声で苦情を言わない高齢者がそういうお

弁当で我慢していると。比較的前期高齢者の方なんかは、試しに取って、すぐおやめになる方いらっしゃいました、かなり。これでは幾ら300円でも要らないよ……

○議 長 斎藤さん、端的にお願いします。

○3番斎藤議員 そういうことで、高齢者のことを考えて施策を、だからこの800台のスマートフォン、逆に村の施策だからって一生懸命やろうとして、何でこんな年になってこんなことをしなければいけないのだ、というふうに嘆いている方もおられたというふうに聞きます。この背景に、800台注文し過ぎだ、端的にはそのことですが、高齢者に関する様々な施策においてまず最初に考えるべきであると。昨年7月21日の議会の会議録を見ても、企業主導型の構想と思われるという指摘がありました。社協とか包括支援センター、保健福祉課、教育委員会などの説明が不十分であるというような指摘もありました。まさにそれが800台というようなこと、そのほかにもいろいろあります。ここでもう、端的にいうことで一々申し上げませんが、そういう点で、今後もっと高い行政効果のある予算の使用と、予算の立案と執行ということをお願いするという意味で、今回、認定には賛成できません。

以上です。

○議 長 では、次に原案に対する賛成者の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 私は、この決算認定に賛成いたします。

反対の意見でスマートフォン800台なんていうこともありましたけれども、もともとは行政側としての思いは、最初予算のときにですか、しっかりと更別村の高齢者に対して全てを網羅していきたい、ということで話は聞いておりましたし、その予定で、村側も一生懸命進めていて、夜遅くまで働いて努力していたところも知っております。が、しかし、私はその中で、今回も指摘させていただきましたけれども、合同会社の努力不足というところは大きいと思っていますし、これが村の決算の認定に関して不採択になるようなことはないかなと思っています。また、弁当のこともおっしゃっていましたが、高齢者のために更別村がどのようにしたら、御飯をどのような形でも、やっぱり食べれないということが一番悲しいことですので、そういったことも含めまして村として、最大限努力した中での効果だったのではないかな。そして、村事業の中でそういった需要を生む、食事に対しての需要を生むということに関しましては、一定の効果があると思いますし、そういったことも含めまして、私は、この原案に賛成いたします。

○議 長 次に、原案に対しての反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 原案に対する賛成者の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 私も、今回の決算につきましては原案のとおり可決してもいいのではないかなというふうに思っています。今、賛成できないよということで同僚議員がお話しさ

れた内容も十分理解はしていますが、事業形態の進め方も含めてそれはまた今後の事業の進め方の中で、無駄な経費を使った、と言われればそれまでなのですが、決算としての中身としてはしっかりと報告をいただいていますので、無駄な予算を使ったという部分の問題点はあるにしろ、決算の認定に関しては、今後、そういうことのないような事業推進の仕方、そういうものを進めていただきたいという部分では、決算認定に関しては承認をしたいな、というふうに思っています。

以上です。

○議 長 それでは、次に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 賛成者の発言を許します。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 原案に賛成いたします。

理由といたしましては、様々な思い、同僚議員からも出ておりますけれども、私といたしましては、スーパーレッジ構想をはじめといたしまして応援の意味も込めまして、様々な課題はまだあるかと存じます。道半ばであります。決算は賛成でございます。

以上です。

○議 長 反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 賛成者の発言を許します。

4番、尾立さん。

○4番尾立議員 この決算に対して賛成の立場から発言をいたします。

同僚議員の問題点の指摘、質疑のときから、大変、説得力があったことは、かなり、事実でもあります。それから、私自身がお伝えさせていただいた疑問もありました。スーパーレッジあたりです。ですけれども、これから例えば報告書の件、全体像が適宜伝わる方向へ向かって努力いただくというお話もありました。それから、問題点が指摘されたということとの関連で、この後残った時間で解決をイニシアチブを取っていただける種はあったのではなかったかと考えますので、私は問題点があったことに指摘があった部分についての説得力については合意するものの、賛成の立場からこちらの決算について態度を示したいと思います。

○議 長 原案に対する反対者。

(なしの声あり)

○議 長 賛成者の意見。

(なしの声あり)

○議 長 では、これから認定第1号 令和4年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長 長 起立多数です。

したがって、認定第1号については認定することになりました。

次に、認定第2号 令和4年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第2号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号については認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和4年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号については認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和4年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第4号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号については認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和4年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第5号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号については認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和4年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから本件について採決を行います。

認定第6号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号については認定することに決定しました。

#### ◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月15日から9月18日までの4日間は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月15日から9月18日までの4日間は休会することに決定しました。

#### ◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時31分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 9月 14日

更別村議会議長

同 議員

同 議員